

今からおよそ 38 億年前に誕生した最初の生物は、多様な自然環境に適応しながら繁栄と絶滅を繰り返し、進化を遂げてきた。その結果、私たち人類はおよそ 3,000 万種といわれる生物の一員として、この地球上で生きている。しかし今、人類は生物の一種にもかかわらず、共に地球上で進化してきた他種の生命を奪い、一方的に絶滅へと追いやっている。

生物種の絶滅は 1900～1960 年の間は 1 年間に 1 種の割合だったが、1960～1975 年になると 1,000 種に、1975 年以降は 40,000 種にまで激増し、今もなおその速度は高まっている。とくに経済発展にともなう森林伐採などの影響は、生物種の絶滅を加速させる大きな原因の一つである。それは、野生生物の多様性を損ねていることと同じ行為である。野生生物の多様性がなくなることは、私たちの暮らしや人類の将来に大きな禍根を残すことを意味する。

最初の抗生物質として発見されたペニシリンはアオカビからつくられ、インフルエンザウイルスに効くタミフルは八角（トウシキミの実）から、またアスピリンはヤナギの樹皮から、さらに健胃剤として古くから使われている<sup>だらにすけ</sup>陀羅尼助は、キハダの樹皮とセンブリ、ゲンノショウコ、アオキの葉などから合成されるなど、カビや野生植物は私たちの身近な医薬品として今も役立てられている。

ところが、インドの民間伝承医療の「アーユル・ヴェーダ」で治療に利用されるニーム（インドセンダン樹）の木から殺虫・殺菌剤成分を抽出し、それを自国で特許申請した米国農業省と W. R. グレイス氏に対し、インドの科学者ヴァンダナ・シヴァ氏は反論して特許を取り消させた。それは、先進国が途上国の生物資源を持ち去り、特許の名の下に途上国の生命と文化を侵略する行為、すなわち「バイオバイラシー（生物資源の海賊行為）」だとして先進国に警鐘を鳴らしたのである。詳細は彼女が著した『バイオバイラシー—グローバル化による生命と文化の略奪』（緑風出版、2002 年）を参照されたい。

医薬品だけではない。20 年以上前、日本の菓子製造会社がアマゾンに自生するクブアス（カカオの 1 種）の実を使ってチョコレートを開発し国内で商標登録したところ、環境 NGO に訴えられ、特許庁は 2004 年に商標を取り消したことがある。また、日本の化粧品会社が 1999 年に販売した「UV ホワイト」にはインドネシア原産の葉草ルムプヤンの抽出成分が使われていたとして、2001 年に現地の NGO から略奪行為との批判を受け、特許出願を取り下げた経緯がある。

これらのように、先進国と途上国との間の「南北問題」、たとえば生物多様性問題や特許権をめぐる生物資源の利益配分の問題は、国益の衝突を浮き彫りにさせた事例といつてよい。

本年 10 月 18 日から、193 カ国・地域が参加する生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10、国連地球生きもの会議）が名古屋市内で始まった。この本会合に先立つ 11 日から 15 日まで、関連会議として「遺伝子組み換え（GM）作物」に関する新ルールづくりの会議がおこなわれたが、開幕直前までの準備会でほぼ合意にいたっていた。COP10 で合意を目指していた三つのうちの一つが合意したことは、議長国・日本政府としては、ひとまずホッとしたことであろう。難問は、本会合で審

議される二つの議題である（10 月 15 日現在）。

二つのうちの一つは「名古屋ターゲット」の採択で、今後 10 年間に世界が実行すべき具体的なエコアクションであり、2010 年以降の新たな世界指針となるべき目標の策定である。

生物多様性を維持させるためには、各国が種の絶滅速度を低下させるための政策を実施し、絶滅危惧種の再生や生息地保護、生きもの全体の生息地保全、乱獲・乱伐の防止といった政策を個別に図る必要がある。またそれらの達成度を客観的に評価するための新たなルールづくりも求められている。これらは、「2010 年までに生態系の損失速度を著しく減少させる」という 2002 年のオランダ・ハーグで開催された COP 6 で約束していた目標でもある。現状では、8 年前に取り決めた合意事項の達成は絶望的だと考える。

もう一つの主要議題は「名古屋議定書」の採択である。この議定書は「遺伝資源の利用と利益配分」の英語の頭文字をとって「ABS 議定書」ともいわれる。これは、医薬品や化粧品、食品など原材料となる細菌や動植物などの遺伝資源の活用に係る国際ルールづくりである。

生物資源が先進国内にあれば自国の原材料として研究開発し、場合によっては特許申請して医薬品や化粧品、食品として製品を販売しても何ら問題は生じない。ところが原産地が途上国の場合は、既述したような特許権や利益配分の問題が起きることは十分に想定される。むしろ、従来のように「生物資源は人類共通の財産」だとして勝手に途上国を歩き回り、生物資源を採取して持ち帰って研究開発に供するようなことは、今日では不可能だといってよい。まして、それをもとに一方的に特許申請することはさらに難しい。生物資源を利用するには、事前に原産国と合意をし、得られた利益は公平に分け合うことが 1992 年に採択された生物多様性条約で定められているからである。

1992 年に採択されたこの条約は「生物多様性の保全」、「資源の持続的な利用」、そして「遺伝資源から得られた利益の公平な配分」の三本柱によって構成されている。とくに、生物多様性条約では遺伝資源はその国の財産の一部であるという考えを採用しているため、「ABS 議定書」の採択にあたっては、国内法を優先して利益配分を決定できる側面がある。これは途上国にとっては有利に働き、先進国の企業が途上国で採取した生物資源をもとに商品化し販売した場合、特許料や売り上げの収益配分、技術協力についても、途上国の国内法によることになる。明らかに「議定書」は途上国に有利な内容となっている。

さらに、副産物や二次的に派生した商品はどうするのか、先端技術を使った場合はその技術供与は義務なのかどうか、あるいは 1992 年以前の遺伝資源も該当するのかどうかなど、途上国の要求が“無理”な内容になればなるほど、先進国との合意はだんだん遠くなり、「議定書」の採択は難しくなる。

先進国は途上国を“踏み台”にして経済発展を遂げてきた一面がある。それゆえ、途上国の発展に一定の理解を示すべきである。しかし、途上国も先進国の国情を理解し、無理な要求を慎むべきだろう。ただ、生物資源を特許として認め、個人や一企業だけの利益にすることは、人類共有財産としての生物多様性からみても、不自然なように思う。